買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県柏崎市剣野町字油田820番２ 畑　200㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番３ 畑　99㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番４ 畑　99㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番５ 畑　99㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番６ 畑　100㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番７ 畑　100㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番８ 畑　199㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
新潟県柏崎市剣野町字油田820番９ 畑　165㎡	大島　正基 新潟県柏崎市本町１丁目991番地	
富山県高岡市佐加野字釈迦院1883番１ 田　69㎡	麻生　哲郎 富山県高岡市坂下町97番地の１	
富山県高岡市答野出字替地跡724番２ 田　9.91㎡	梶川　與嗣 富山県高岡市佐加野1414番地	
富山県高岡市答野出字替地跡725番２ 田　3.30㎡	梶川　與嗣 富山県高岡市佐加野1414番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
三重県志摩市浜島町迫子字小迫子516番５ 公衆用道路　108㎡ （買収時：三重県志摩郡浜島町大字迫子字小迫子516番１　山林　28歩）	大字迫子区代表者 山本　玄一 三重県志摩郡浜島町大字迫子	現況：道路 公共利用計画あり
三重県志摩市浜島町迫子字鴻ノ浦1317番２ 公衆用道路　130㎡ （買収時：三重県志摩郡浜島町大字迫子字鴻ノ浦1317番　畑　１畝10歩）	谷水　初吉 三重県志摩郡浜島町大字浜島859番地	現況：道路 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
広島県呉市安浦町大字三津口字古城1679番１ 畑　437㎡ （買収時：広島県賀茂郡安浦町大字三津口字古城1679番　畑　６畝３歩）	松本　九一 山口県宇部市東区大正町一丁目	
広島県呉市吉浦潭鼓町18番７ 畑　274㎡ （買収時：広島県呉市吉浦潭鼓町18番　畑　２反２畝）	野間岩太郎 広島県呉市吉浦本町五丁目113	
広島県呉市宮原村字鎌利迫山10232番８ 畑　363㎡ （買収時：広島県呉市宮原村字鎌利迫山232番３　畑　９畝20歩）	椋田菊太郎 広島県佐伯郡大之浦	
広島県呉市西惣付町469番 畑　214㎡ （買収時：広島県呉市荘山田村字込山迫3469番　畑　２畝５歩）	廣藤　文造 広島県広島市中町３番地	
高知県高岡郡日高村下分字北綟2168番３ 公衆用道路　66㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県高岡郡日高村下分字北綟2168番４ 公衆用道路　13㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県高岡郡日高村下分字北綟5609番 公衆用道路　62㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年３月11日

農林水産大臣　鈴木　憲和